答申第３１号
令和２年１２月３日

千葉市長　熊谷俊人　様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長　本澤　陽一

個人情報に関する重要事項について（答申）

令和２年６月２６日付け２千保健保第７１８号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２８条第１項に基づく特定個人情報保護評価について

（１）国民健康保険に関する事務
（２）後期高齢者医療事務
（３）国民年金に関する事務

２　諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等（以下「関係法令等」という。）の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。

ただし、後期高齢者医療事務及び国民年金に関する事務について、委託事項の追加は重要な変更であるため、特定個人情報保護評価の再実施（以下「評価の再実施」という。）についてはこれを事前に行うべきところ、事後の評価の再実施となったことは遺憾であり、実施機関は、評価の再実施について、関係法令等に基づき適切な時期に行うよう留意されたい。

なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第１２条第１項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。